

Q3. 育児休業中の収入はどうなるの？

育児休業期間中の賃金の支払いは、法律では義務づけられておらず、会社の規定によります。

しかし、賃金が支払われない場合や、一定の条件を満たす場合に、雇用保険から育児休業給付金が支給されます。

育児休業中の収入や負担	
支給される給付金	雇用保険制度で「育児休業給付金」が賃金の67%(180日経過後は50%)まで支給（育児休業に係る子が1歳に達する日の前日まで、一定の場合、1歳6ヵ月または2歳に達する日の前日まで）
健康保険料・厚生年金保険料	労使とも免除 健康保険は通常通り給付。厚生年金の算定期間には保険料免除期間も含まれる。
雇用保険料	労使とも負担（無給の場合、負担なし）
労災保険料	使用者のみ負担（無給の場合、負担なし）

Q4. 仕事へ復帰！どんな支援制度があるの？

育児休業期間が終了して職場へ復帰する場合は、**原職又は原職相当職に復帰させるよう配慮**することが法律で定められています。

また、その他様々な支援制度があります。

子の年齢	制度名	制度の概要
～1歳	①育児時間	女性労働者から請求があった場合、授乳等の世話を行う時間を休憩時間以外に1日2回各々少なくとも30分付与。
～3歳	②所定外労働の制限(残業免除)	子を養育する男女労働者が請求した場合、所定労働時間を超える労働が制限されます。
	③所定労働時間の短縮措置	使用者は、子を養育する男女労働者が利用できる、1日の所定労働時間を原則6時間とする短時間勤務制度を設けなければなりません。
～小学校入学始期	④時間外労働の制限	子を養育する男女労働者が請求した場合、時間外労働が1ヵ月24時間、1年150時間に制限されます。
	⑤深夜業の制限	子を養育する男女労働者が請求した場合、深夜（午後10時から午前5時まで）の労働が制限されます。
	⑥子の看護休暇	子を養育する男女労働者が申し出た場合、病気・ケガをした子の看護のために、または子の健康診断や予防接種を受けさせるために、1年に5日まで（2人以上の場合は10日まで）、1日単位または時間単位で休暇を取得できます。

もっと知りたい！詳しくはこちら

●育児・介護休業法について（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

